

【中部電力エリア】

付帯メニュー一定義書

【EV割】

日産トレーディング株式会社

2025年10月1日実施

目次

1. 実施期日
2. 定義
3. 適用条件
4. 割引内容
5. 適用開始日
6. 適用廃止
7. E V割の定義書の変更および廃止
8. その他

付帯メニュー定義書【EV割】（以下「EV割の定義書」といいます。）は、日産自動車株式会社以外での製造を含むバッテリー式電気自動車（以下「EV」といいます。）を保有いただいているお客さま向けに、当社の日産でんき約款（低圧）【中部電力エリア】（以下「日産でんき約款」といいます。）および料金メニュー表【中部電力エリア】に基づき計算される再エネ・スイッチBまたはC（以下「日産でんき基本メニュー」といいます。）の電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 実施期日

EV割の定義書は、2025年10月1日より適用します。

2. 定義

お客さまに適用される日産でんき約款および料金メニュー表に定義される言葉はEV割の定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

当社は、お客さまが以下の条件（以下「適用条件」といいます。）をすべて満たし、当社がお申込みを承諾した場合に、4.（割引内容）に定める電気料金の割引（以下「EV割」といいます。）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、日産でんき約款に基づく電気需給契約の新規契約者であること
 - ② お客さまが、日産自動車株式会社以外の製造を含むEV（製造年式は問いません。）を保有していること
 - ③ 原則として、お客さまの電気需給契約における需要場所が、お客さまの車検証に記載された使用者の住所と同一であること、または、お客さまの車検証に記載された使用者と電気需給契約の名義が同一であること
 - ④ 新規申込時に車検証の写しをご提出いただくこと
- なお、納車前等の理由で申込時に車検証がお手元にない場合は、車検証が発行され次第、写しをご提出いただきます。

4. 割引内容

当社は、3.（適用条件）に定める条件をすべて満たすお客さまからのEV割のお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる日産でんき基本メニューの毎月の基本料金または最低月額料金から13%相当分（税込）を割引いたします。なお、割引額は小数点以下を切り捨てとします。

なお、お客さまがEVを複数台保有されている場合でも1台分のみEV割を適用します。但し、複数の電気需給契約を締結されている場合には、EV1台につき

1つの電気需給契約にEV割を適用します。

5. 適用開始日

EV割の適用開始日は原則として日産でんき基本メニューの需給開始日とします。ただし、需給開始後に適用条件を満たすことが確認された場合や、需給開始後にEV割のお申込みがなされた場合は、当社が、適用条件をすべて満たしていることを確認し、お客様のお申込みを承諾した後に到来する最初の計量日を、EV割の適用開始日とします。

6. 適用廃止

当社は、以下の場合には、EV割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下の通りとします。

① 電気需給契約が解約等の理由により消滅した場合

電気需給契約の消滅日

② お客様が3.(適用条件)を満たさないことが判明した場合

お客様が3.(適用条件)を満たさなくなった日

③ 写しをご提出いただいた車検証の有効期間が経過した場合

当該車検証の有効期間が経過した日

ただし、新たな有効期間が記録された車検証の写しをご提出いただいた場合は新たな有効期間満了日までEV割を適用し、その後も同様とします。

7. EV割の定義書の変更および廃止

① 当社がEV割の定義書を変更する場合の手続きは、日産でんき約款の定めに準じます。

② 当社は、EV割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を日産でんきホームページに掲載します。

③ EV割の定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の手続きは、日産でんき約款の定めに準じます。

8. その他

EV割の定義書に定めのない事項については、日産でんき約款および料金メニュー表に定めるところによります。